

札幌体操連盟規約

第一章 名称および事務局

第1条 この連盟は、札幌体操連盟と称する。

第2条 この連盟の事務局は札幌市に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 この連盟は、札幌地区(札幌市、石狩市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市)の体操愛好者並びに団体を統轄し、北海道体操連盟と連携して、体操競技・新体操の普及発達及び競技力の向上をはかることを目的とする。

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 札幌地区内の体操競技・新体操の振興に関する方策を講ずる。
- (2) 札幌地区内の体操競技・新体操者並びに団体の強化発展と、相互の融和・連絡を図る。
- (3) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業を行う。

第三章 組織

第5条 この連盟は、札幌地区内の体操競技・新体操団体及び個人をもって組織し、(一財)札幌市体育協会・北海道体操連盟並びに(一財)日本体操協会に加盟登録する。

第6条 加盟団体とは選手・役員・審判を本連盟に登録した団体、個人をいう。また、団体登録用紙の提出を行う。

第四章 加盟及び脱退

第7条 前条の体操競技・新体操団体及び個人(以下加盟団体・個人と称する)は年度当初の選手・役員登録を経て加盟し、翌年の総会で報告するものとする。

第8条 ①加盟団体・個人が連盟の加盟団体として不適当と認められたとき又は、総会の決議を経て脱退させるものとする。

②前年度の加盟団体・個人が本年度選手・役員・審判登録のないときは、その加盟団体・個人は脱退したものとみなす。

第五章 役員

第9条 この連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
理 事	20 名程度とする。

監事 2名

役員として、名誉会長を1名、顧問・参与を若干名置くことができる。

第10条 会長・副会長は総会で推挙する。

- ① 会長は本連盟を代表して会務を統轄し、総会の議長となる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

第11条 ① 理事は札幌体操連盟理事会において推薦された後、総会において選出承認され、会長がこれを委嘱する。

- ② 理事は会務を執行する。
- ③ 理事は役員登録または審判申請をしなければならない。

第12条 ① 理事長は理事の互選により、会長がこれを委嘱する。

- ② 理事長は会務を掌握し、連盟の日常業務を処理する。

第13条 ① 監事は総会において選出され、会長がこれを委嘱する。

- ② 監事は会計を監査する。

第14条 ① 名誉会長は連盟に特に功労のあった者の中から、総会において推挙することができる。

- ② 顧問・参与は連盟の功労者のうちから理事会の推挙により、会長がこれを委嘱することができる。

第15条 ① この連盟の加盟団体は、最大1名の評議員を選出することができる。ただし、必ずしも選出しなくてもよい。

- ② 評議員は、原則としてその団体に所属する役員・審判から選出しなければならないが、その団体に所属する役員・審判がない時は、別に定める登録料を札幌体操連盟に納め、役員・審判以外から評議員を選出することができる。

- ③ 評議員は18歳以上とする。

- ④ 評議員は、総会に出席して意見を述べ、決議に参加することができる。

- ⑤ 評議員は、北海道体操連盟総会の資料の写しを送られる。

- ⑥ 登録料を納めた評議員は、北海道体操連盟の機関誌を送られる。

第16条 ① 役員の任期は2年とする。ただし、留任を妨げない。

- ② 補欠役員の任期は残りの任務期間とする。役員の任期が満了しても、後任者が選出されるまで、その職務を行うものとする。

第六章 会議

第17条 この連盟の会議は、総会及び理事会とする。

第18条 ① 総会は、本連盟の最高議決機関とする。

- ② 総会は年1回以上開催する事とし、会長がこれを招集し、議長となる。

- ③ 総会は、会長・副会長・理事・監事、評議員及び審判登録者、社会人選手登録者をもって構成する。

第19条 ① 総会は定足数の過半数の出席をもって成立する。

- ② 可否同数の時は、議長がこれを決する。

第20条 総会において決議すべき事項は次の通りである。

- (1) 規約の変更に関する事項。
- (2) 事業計画に関する事項。
- (3) 予算及び決算に関する事項。
- (4) 役員を選出に関する事項。
- (5) 加盟及び脱退に関する事項。
- (6) その他重要と認める事項。

第21条 ① 総会は 15 日前までに招集状を出さなければならない。

② 加盟団体より総会に提出すべき議案については、総会の 5 日前までに提案理由書を付して、会長に通知しなければならない。

第22条 ① 理事会は会長・副会長・理事長・理事をもって構成する。

② 理事会は会長がこれを招集して議長となる。ただし、理事の 1/3 以上が会議の目的を示して、会議の開催を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第23条 ① 理事会は、総会より委任された事項及び決議事項の審議・執行並びに緊急事項を審議検討する。

② 会議の議決は多数決とし、可否同数の時は議長がこれを決する。

第七章 委員会

第24条 理事会は専門的事項を審議・処理するため、並びに業務の分担のために必要な委員会を設けることができる。

第25条 ① 委員会は理事会の選出する委員長 1 名、委員若干名で構成する。

② 任期は理事と同一任期とする。ただし、重任を妨げない。

第26条 ① 各委員会は、委員長が必要に応じて招集し議長となる。

② 各委員会は、定数の過半数の出席で成立し、表決は出席数の過半数の決議で決する。

第27条 各委員会は、理事会に提出する原案作成にあたる。

第八章 会計

第28条 この連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 役員・選手登録料、審判申請料。
- (2) 事業収入。
- (3) 市または公共団体並びに北海道体操連盟より交付された補助金。
- (4) 寄付金。
- (5) その他の収入。

第29条 この連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

第30条 会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度に繰り越す。

第31条 この連盟の予算は、毎会計年度開始前に理事会で編成し、総会の決議を経ることを

要し、決算はその会計年度終了後監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならぬ。

第九章 事務局

第32条 この連盟の事務を処理するため事務局を置く。

第33条 事務局に局長を置き、局長は理事会の推挙により会長が委嘱し、理事会及び総会に出席し意見を述べる事ができる。

第十章 補則

第34条 この規約の施行について必要な細則は別にこれを定める。

第35条 この規約は総会で出席者と委任者の合計した人数の3/4以上の同意を得なければ、変更することができない。

附則 この規約は、昭和 53 年 5 月 9 日から施行する。

昭和 61 年 4 月 一部改正

昭和 62 年 3 月 一部改正

昭和 63 年 3 月 一部改正

平成 23 年 4 月 一部改正

平成 28 年 4 月 一部改正